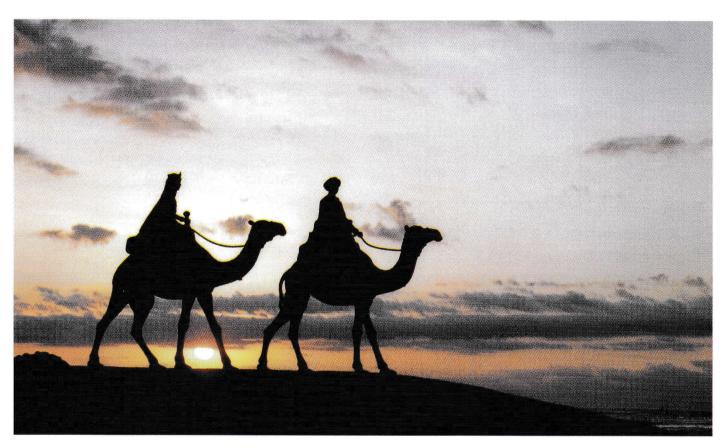


No. 35

区運営委員会編集·平成21年1月1日発行



『月の沙漠 ~朝日を浴びて~』

松田 辰秀(112-8)

皆さんあけましておめでとうございます。

多難な08年でしたが今年こそ素晴らしい年に、そして会員皆様が元気で過ごされるような年になるよう期待いたします。

ほとんど経験の無いメンバーが運営委員としてスタートし早二期目の前半を終わろうとしています。その間皆様のご支援のお陰で何とか大過なく(?)やってこられたことを委員一同深く感謝いたします。

此処御宿台には多様な生活設計をお持ちの方(終の 棲家とされた方、別荘として、いずれ生活を変えて次の 世代に相続される方、売却を考えている方等々)が住ま れています。そして多年にわたる人生経験で培われた 多様な個人価値観をお持ちです。

本来価値観の多様性(いろいろな考え方)は貴重なものですがそれがグループの中で本当の価値を発揮するには一つの約束事を認め、守る事が最低限必要と思います。

それはその集団(我々にとってはこの御宿台)のコンセプトを共有する事だと思います。これは御宿台への皆さんの将来像を共有する事にほかなりません。

私は多様な生活設計、個人的価値観をお持ちのどなたにでも受け入れられる事は"御宿台の資産価値の向上"ではないかと考えます。それでは誰がどのようにしたらそれが可能でしょうか? それは行政(役場、他の区)、管理者(西武)、住民即ち我々自身の三者であろうかと思います。

三者それぞれ問題を抱えている事は事実です。その中で住んでいる我々の問題が一番重要と思います。

紙面の都合上此処では詳しくは述べる余裕がありませんが今後広報その他の機会をかりて皆さんとこの問題を一緒に考えていきたいと思います。

"着眼大局 着手小局"をモットーに。

自治会運営委員会 会長 唯山 利朗

御宿台区の動き

自治会活動のお知らせ

自治会の主な活動(9月3日~12月31日)

■ 9月 3日(水) 第8回運営委員会

かねてより西武から事務管理費(人件費)の値上げ要請があった件について協議。

値上げ要請の理由は、御宿台の住宅の過半数が定住となり、別荘地を想定した管理業務から大きく変わり、複雑且つ多岐にわたり多忙となってきたとの事。これに対し運営委員会としては、現行の西武の管理業務に対しては、色々改善願いたいことが山ほどあり、値上げには応じられない。と、話し合いは平行線に終わった。

■ 9月 7日(日) 防災訓練実施

町消防団との共催による合同防災訓練として実施 された。約100人の方が参加され、初期消火訓練、 心肺蘇生法等の大変有意義な訓練が行われた。

■ 9月22日(月) 粗大ごみの回収を実施

運営委員によるボランティアで実施。 10軒、188kgを回収。 次回は21年2月の予定。

■10月 1日(水) 第9回運営委員会

西武に対し、「特別管理預託金」への付利要求について協議。

運営委員会からの文書による申し入れに対し、「合意書」記載の通り現状では支払いできない」旨、文書にて回答あり。再考願いたい旨申し入れすることとする。

■10月23日(木) 「特別管理預託金への金利付与」に ついて西武と協議

西武鉄道から2名、西武不動産から平賀所長他1名の 出席有り、熱の入ったやり取りが行われた。運営委員 会側から、将来への不安から金利付与をお願いする 理由を説明し、預託金を少しでも嵩上げしておきた い点の理解を求めた。西武側は合意書を楯に応じず。 再度合意書の見直しを強く要請、西武側は持ち帰っ て社内で検討することを約した。

■11月 5日(水) 第10回運営委員会

100番街に設置のゴミ庫の扉の締め方が不十分で あったことから、夜間に動物によりゴミを食い散ら かされ、散乱する被害があった件について協議。

広報35号の編集について協議。

自治会規約の改定、及び防災規約の改定の件につい て協議。

■11月22日(土) 第6回住民懇談会実施

地デジ問題と、預託金の付利並びに保全問題を中心 テーマとし、約30名ほどの参加を得て、活発な意見 交換が行われた。 詳細は6ページに掲載。

■11月28日(金) 三者協議会

8月~11月までの実績確認後、車道と歩道の境目の 除草、公園の灌木の剪定、区内道路の白線引き直し等 を要望した。

■11月29日(土) 地デジ中継局設置説明会

いすみ市大原台に地デジ中継局設置の件で地元住民 への説明会が大原台コミュニティーセンターで行われ、委員 1 名参加。

■12月 3日(水) 第11回運営委員会

西武管理事務所平賀所長より「建築協定」から「地区計画」への移行に伴い、管理規則及び同細則の改訂を要する件、300番街での汚水管つまりの件、区画案内板作成見積もりの件等について報告あり。

地デジ放送への移行に関し、西武に対ししっかりした対応を申し入れ。

11/22の住民懇談会の振り返りと今後の対策について協議。

■12月25日(木) 広報35号発送作業及び 第12回運営委員会

作業終了後、自治会規約改定並びに、御宿台防災規約 の改定の件、その他について協議。

皆さん こんな問題を一緒に考えていきましょう!!

私たちメンバーが運営委員会を担当して2年余、その前半は委員それぞれの現状把握と積年の問題解決、そして次々と起こる当面の課題解決に忙殺されてまいりました。

しかし現在、そして将来取り組まねばならない大きな問題が山積しております。これらの問題は勿論運営委員会のみで解決可能なものではなく、別荘所有者の皆さんも含め、住民が一体となって取り組み解決してゆかねばならない事は自明の理であります。

そのためには**諸問題の共通認識と解決のための共同 歩調**が必要とされます。

これから運営委員会としては個々の問題を皆さんに お知らせし、その問題の現状及びあるものにはその解 決の方向をお知らせしようと考えております。勿論認 識の間違い、解決の方法についての異論があれば会報、 総会、懇談会、投書箱『声』などを通じて建設的な意 見をお寄せください。あくまで今までの理念『何時ま でも住み続けたい御宿台』『御宿台の資産価値の向上』 の理念の上で主張だけではなく行動が要求される事は 論を待ちません。

『現在そしてこれからの問題は?』

我々が御宿台で生活するうえで関わりあうものは、 行政(町役場、他の区)、西武そして住民同志かと思い ます。

行政に関しては御宿町のひとつの行政区としての権利、義務があることは論ずるまでもありません。三者会議に見られるように町当局、西武そして運営委員会が御宿台の環境の整備などを検討し実行に移しています。また他の区からは、我々の区には無く、また設立の可能性も無い消防団の援助など協力を得ております。またこの地を選んだからには、地域コミユニテイの発展のために力を出す義務がある筈ですし、現に何人かの方は町全体のため献身的な働きをしております。

西武に関して不動産の購入先ですしまた日常管理の

担い手であります。しかし大変多くの解決を要する問題が我々との間に存在しております。

例えば

- 1)特別管理預託金の保全及び金利付与問題
- 2) 地デジ対策 (共聴設備の所有、管理責任は西武)
- 3)維持管理に関して費用、レベルの問題
- 4) 将来のバス問題(現在は販売促進のため西武が費用負担して運用しています。したがって土地完売時には運用の保障はありません)

その他多くの問題が山積されています。

住民同志の間の問題もあります。例えば買物、医療、 災害、防犯などがあると思います。

これらはまた他の機会に触れてみたいと思います。

今まで総会、懇談会その他問題の話し合いに於いて、必ずしも効率的な成果が得られていない事は否めません。独断的な個人的主張、時には感情的なやり取り等再三経験してきました。この原因は何かと考えました。その人それぞれの個性とか人間性にあるかもしれませんが"問題の過去の経緯、現在の状態の共通認識の欠落"が一番の問題ではないでしょうか。その上でこれからの取るべき解決のための運営委員会の方針、そしてそれに対する皆さんの考え方、建設的な議論をする事が生産性を挙げることになると思います。

そのためにこれからは重要な課題の"**今までの経過、現況説明**"をテーマ毎に取り上げてお知らせしたいと思います。これを理解していると言う前提で議論をしてゆけば効率的な進め方が期待できると思います。

過去の記録の不備などで間違いがある場合もあると 思いますので、その際はお知らせください。

今回は"**預託金の金利付与**"と"**地デジ**"を取り上げてみます。

御宿台区運営委員会





投書箱

~「声」のなかから~

- ② 「最近 緑道の草刈りが以前ほどされてないように思います。また、樹木の剪定も年 1 回位は植木屋さんを入れてもらえないか。限られた費用ですべて出来ないかもしれませんが、場合によっては維持管理費の値上げを検討することも考えるべきと思います。ただし、今の日本と同じで、無駄遣いの排除が先かもしれませんが・・・」
- ▲ 緑道の芝刈りは4, 5, 6, 7, 9, 12の6回行っております。昨年までは年5回でしたが、住民の方々の要望により一回増やしております。今年の秋は降雨量、日照時間の関係で芝の成長が早かったこと、10, 11月の2ヶ月間は芝刈りを行いませんので芝の伸びがよく目につかれたかもしれません。また樹木の剪定は12月に行う予定です。

もし、枝が歩行の邪魔になる所がありましたら、環境担当または西武管理事務所へご連絡ください。なお、環境整備に要する費用は現状の予算で十分賄われており、値上げの必要はございません。

- ② 「自治会の皆さんにはいつも大変お世話になって おります。2点ほどお願いがあります。
- ①ラビドールを背にして大型区画へ上がる所に石段がありますが、ここに高齢者の為に手すりを付けて欲しいのですが・・・。
- ②犬を散歩させる方は、犬を放さないようにして頂きたいのですが。庭の菜園を荒されたり手袋を持って行かれたり被害を受けておりますので、よろしくお願いいたします」
- ② 区内には石段が3か所ほどあり、何れも急勾配で冬の凍結した時はかなり危険を感じます。去る11月28日、町及び西武との3者協議の席で提言し、検討して頂くよう申し入れ致しました。

犬についての苦情は大変多くなっております。だれ 彼構わず吠えたり、飛びかかったりされた方もおられ ます。犬の無駄吠えで迷惑を受けているという声も聞 かれます。犬が嫌いな方もおられることに配慮して、 十分しつけて飼うようにしましょう。

(以上 環境衛生担当)

サークル便り

御宿台シニアクラブ

御宿台シニアクラブ(旧老人クラブ)は、発足後1年半を経過しました。現在の会員数は36名ですが、着々と増加しております。

さて、御宿町には10の独立した区があり、その区毎に独立した老人クラブが存在します。そのため町全体をある程度まとめる機能として「御宿町老人クラブ連合会」を用意してあります。

この連合会では、お互いの緊密性向上と情報交換を図る

ため、毎月定例として「老人クラブ会長会議」を催しております。この会合には社会福祉協議会の会長も出席します。 肝心な御宿台老人クラブの活動状況ですが、会合に参加される人々は多士済々で、「スポーツ万能の人」「経済を主とした現状社会の分析に熱心な人」「日本の将来、大きくは人類の将来展望を試みる人」「放送法の変更を機会に難視聴問題の解決を計る人」等々、多くの意見が提出され、隔月の定例会では時間が不足の状況です。また、町主催のスポーツ関係で、御宿台クラブは好成績をあげています。種目はグラウンドゴルフ、パークゴルフが主体であり、11

地域が拡大された夷隅地区高齢者スポーツ大会では優勝と4位に入賞し、秋の県大会に2人とも推選され出場します。今後も冬のスポーツが控えているので、期待できます。未筆ながら「シニアクラブ」に興味をお持ちの方は、下記5名の運営委員にお知らせください。

月末日までに5回の大会が催されました。御宿台の人が毎

【西岡 68-5507、中東 68-5380、宗田 68-5635、 佐伯 68-6360、小林 68-5482】

(御宿台シニアクラブ会長 小林英輔)

住宅の新築、増改築、工作物の建築 および造園工事等について

(建築協定の廃止に伴う地区計画の策定)

(1) 建築協定の廃止について

回3~4名入賞しております。

分譲開始以来、御宿台は建築協定により良好な住環境が整備されております。この協定の有効期間は本年12月31日となっておりますが、今後も住環境を継続するため「地区計画」の策定が進められております。現在、スケジュールどおりに手続きが進行し、平成21年1月1日以降に「御宿台地区地区計画」が施行される予定です。

(2) 住宅の建築及び造園等の

工事前の手続きにあたってのご注意

上記地区計画が施行された場合、これまでの申請手続きに加え地区計画に基づく届出が必要となります。 地区計画施行後、その詳細について管理事務所より お知らせいたしますが、すでに建築計画がある場合 は管理事務所にお問い合わせください。

西武不動產㈱ 御宿台管理事務所



『御宿台サークル GoGo』だより



都会に暮らしていた私たちが、この澄んだ大気と景観にあこがれて御宿台に移り住み、老後の豊かで安全な生活を求めてまいりました。しかし、年々高齢化が進み、御宿台では高齢化率 57%の高い水準になっています。ちなみに全国平均23%、千葉県19%、御宿町38%です。この様な状況の中で住民同士が、ご近所付き合いの輪を広げ、少しでもお互いができる範囲で援け合うことを目的として活動しているのが「御宿台サークル CoCo」です。

今後、この活動の輪を広げてゆくには皆さま方、特に 60 歳代の支援協力者が必要です。ぜひ心ある方の支援 参加の申し出をお待ちしています。

★ 日常の買い物や病院通院等のアンケート

昨年 10 月に「御宿台広報誌No.34 号」で定住の皆さまにアンケートをお願いし、ご協力を得ましたことをお礼申し上げます。その結果、

- 1. 回答率 15.6%で 78 名の方から回答をいただきました。
- 2. 買い物通院については、困っている、やや不便という方が約50%、移動手段としては自家用車40%、シャトルバス35%、その他25%です。
- 3. 自家用車での移動ボランティアについては、参加したい 15.2%、条件により参加 15%、参加できない 68%でした。
- 4. NPO 法人についてのご意見はわずかでしたので割愛 させて頂きます。
- 5. 「御宿台サークル CoCo」の活動について、知っている 34%、詳しくは知らない 47%、全く知らない 19%という結果になりました。

これらは、回答率 15.6%内の結果ですが、今後の参 考資料として検討し、よりお役に立つ活動にしてゆきた いと思います。

『御宿台サークル CoCo』の活動図

外出支援

車をお持ちでない方や、ひとり暮ら しの方を対象に、臨時のお手伝いを する。例えば、病院、銀行、日常の 買い物などへの送迎を行っています。

お食事会

住民の交流と親睦を兼ね、月1回集 会所に於いて、料理自慢のご婦人た ちの協力を得て実施しています。

事務局会議

各サークルのリー ダーによる活動方 針を決める会議

茶話ルーム

気軽に誰でも自由参加の型式で、月 1回午後のひと時をお茶を飲みながら、芸達者な方(マジック、楽器演奏、 民話、折り紙教室など)をお招きし て行われる茶話会です。

犬の散歩支援

飼い主が、不時の病気、旅行などで 愛犬のお世話にお困りの方を一時的 に犬の散歩、給食のお手伝いをして います。

近郊買い物ツア・

外出支援の補助的活動 として、日常の買い物と 合わせてチョット足をの ばして、近郊の公園、植 物園などを散策、また は、シャレた食事処での 食事会を盛り込んだ、 外出プランです。

(注:1月より支援者の都合により) しばらく活動を休みます。



★保険について・・・「御宿台サークル CoCo」では、 御宿町福祉協議会において、〈ボランティア活動保険〉 に加入、その他、近郊買い物ツアーでは参加者全員に、 損保ジャパンの〈傷害保険〉に加入しています。

お問い合わせ

外 出 支 援 (清水 TEL.68-6506) お 食 事 会 (矢作 TEL.68-8677)

茶話ルーム (井上 TEL. 68-6718)

犬の散歩応援 (立石 TEL. 68-7248)



住民懇談会開かれる



去る 11月 22 日午後 1 時半から第 6 回住民懇談会が開かれました。当日は約 30 人の方の参加が有り、唯山会長からの挨拶の後、早速懇談に入りました。

冒頭司会者からの要請により、会長より地デジ中継局の設置問題と特別管理預託金への利息問題に関する件について現状報告が行われ、結局この 2 つの問題に絞られ、懇談が行われました。

出席された皆さんからは次のようなご意見が有りました。

- ・「利息要求について騒いでいるのは一部の住民だけだ」 と西武は言っているそうだが、全ての住民の声である。
- ・利息要求に反対する人はいない。「合意書を変更した い」という事で交渉すべきだ。
- ・預託金の所有者は我々である。西武と話し合う機会 を設けて欲しい。
- ・法律的問題があって弁護士に相談したいとなれば、 その費用、或いは顧問料などを予算化する必要が有る。
- ・ 西武鉄道に要求しているが、相手先は西武不動産に すべきではないか。
- ・この問題については専門委員会を作って、預託金は どんなものに使うのかも含めて、住民に知らせては どうか。
- ・現在手順を踏んで交渉をしているのだから、西武からの回答を待って次のステップへ進めることでよいのでは。
- ・ 預託金は返してもよいと西武は言っているのか?
- ・「金利が払えないなら返してくれ」という交渉の仕方 はおかしい。
- ・まだ、山積している問題が有る。運営委員会での協 議内容、西武との交渉の中味などを流してほしい。委 員会の傍聴もさせて欲しい。西武との意見交換も考 えて欲しい。
- ・運営委員会での議論の内容や、出来事は広報誌に載

せており、住民へお知らせする事については、以前より大分変わってきていると思う。

- ・議事録などを集会所のロビーに置いてあるが、あん なものは誰も見ない。
- ・地デジについて管理者(西武)はどう係わっている のか。全くやってないのなら管理者失格である。交替 願いたい。
- ・そろそろグループを作って研究する段階にきている。
- ・アンテナにどのくらい金がかかるのか知りたい。その他に、ドクターへリ離着陸用の為の中央公園整備の問題はその後どうなったのか?等のご意見が有りました。

運営委員会としては、これら皆様からの声を参考に しながら、今後の活動を進めて行きたいと思います。

なお、これまでは広報活動が円滑に行われなかった ことを考慮して、区報の内容を従来の文芸主体から広 報主体に切り替える努力をしてまいりましたが、今後と も皆様方のご協力をお願い致します。

不審者を見たら通報にご協力を

中央公園遊歩道に架かる木製の橋の手すりが、何者かによって壊され池の中に投げ入れられていました。 早速、役場の企画財政課へ連絡、役場からいすみ警察署へ通報、12月3日、生活安全課の警察官2名が現場を確認しました。いすみ署では当分の間御宿台区のパトロールを強化するとの事です。

散策路は雨に濡れると滑って危険の為、通行禁止の 措置が取られました。この件以外に区内では立て看板 が壊されたり、噴水池の蓮の鉢がひっくり返されたり などの被害が続いて起きています。

もし不審な人物を見かけたら警察か町役場又は運営 委員までご連絡下さい。

最高級そばと地酒の店 そば处 十から 全68-8888 くつろぎの館 分作料理 た TEL.68-8887



御菓子司

海月堂

製造発売元

御宿町須賀572 TEL.68-2345





高山田 2332-8 TEL.68-4867 ペンション・ 中華レストラン

チャひ

出前 承ります!! TEL.68-2920 ニクニレ



上布施 TEL.68-5220

『おんじゅく地域包括支援センター』 をご存知ですか

「おんじゅく地域包括支援センター」は、役場の保健 福祉課の中にあり、地域住民の保健医療の向上と福祉 の増進を包括的に支援するために、平成19年4月に設 置されました。

65歳以上の高齢者の総合相談窓口として、あらゆる 分野の悩みごと相談を受け、保健・医療・福祉・介護の 関係機関やボランティアなど、地域の人たちとのネット ワークをつくり、つぎのような支援をおこなっています。

1)介護や健康に関する相談ごと

- *介護予防サービスを利用したい (介護予防ケアマネジメント)
- *身体機能に不安がある
- *要支援・要介護の認定を申請したい など

2) さまざまな相談ごと

- *引っ越してきたばかりなので町の介護や福祉制度 などについて知りたい
- *近所の一人暮らしの高齢者が最近閉じこもりがち なので心配、など日常的な心配ごとや問題

3)権利を守ること

- *悪質な訪問販売の被害にあった
- *財産管理に自信がなくなったときはどうしたらよいか (成年後見制度の手続き支援)
- *虐待にあっている人がいる
- *虐待をしてしまう など、誰にもいえない苦しみ

お困りの問題やご要望がありましたら、一人で抱え込 まずにどうぞ役場の地域支援センター(68)6716に 直接、または、私ども民生委員(200、400番台にお 住まいの方は矢作明子、100、300番台にお住まいの 方は立石明子) にご連絡ください。

心をこめてご要望にお応えして参りたいと存じます。守 秘義務はしっかり守りますので安心してご相談ください。

(御宿台区 民生委員 214-1 立石 明子)

くすのき通りの坂道に ベンチが設置されました

民宿日の丸から上がるくすのき通りの坂道に、ベンチ を設置して欲しいとの住民の方々からの要望を受けて、 自治会、町役場、西武との三者協議で要望したところ、 早速12月中旬、町の建設環境課で設置して頂けること になりました。 早速対応して頂きお礼申し上げます。 下から上がってきて右側のほぼ中間地点です。散歩途中 買い物の帰りなど、お疲れの時にご利用ください。

(環境衛牛担当)



自 慢 気 1: 短 歯 歌 0 抜 ば安馬は H l あ 2 押 ロニーセ 毎日新聞 見 l 1 出 る 君 子 房総文園 塚 n

出

来た

る

の

笑

迫

晴

子

(毎日新聞

77 (5 l 0 合 四日 を背に 散



គា

t.

2

短

歌





近くの安心 便利な電気店

シーズ

あきば

新町 312 TEL.68-2157 パナクレール シーズあきば 検索 財産管理・遺言・ 家族問題全般

中島法律事務所

弁護士 中島克巳 (第一東京弁護士会所属)

事務所:TEL.03-5550-5246 自宅: 御宿台 420-1

挽き立て珈琲と 手作リケーキ・パンの店 Cafe Uluru 軽食をあります!



営業10~18時 休み 水・木 御宿台 205-3 TEL.68-5778



雄

御宿台開発状況

11月30日現在

売却済分譲地:1,334区画

建築中: 18戸 建築戸数:883戸 定住届出:464戸 乗合バスの利用

9月/504人 10月/542人 11月/475人

がいがいがいいか 写真に挑戦してみませんか がいがいかいか

写真は数十年前までは、多くは記念写真とか子供の記録を残すとかが主体で、絵画のような芸術的写真は、 プロの写真家でなければ撮れない難しいと思われていましたが、カメラの機能、フィルムの性能、デジカメと 最近のカメラ関係の進歩が著しく、条件さえ合えば、誰でもプロの領域と同等の写真を撮れるようになってお ります。

写真のテーマは記念写真、ポートレート、風景、夜景、花火、動物、乗り物、その他、いろんなものがありますが、 何でも気軽に挑戦し、楽しむことができます。新しいテーマに挑戦し、うまく撮れた時は楽しいものです。

御宿には御宿写真愛好会があり、自分の撮った写真を提示すると、ベテランの方がどうすれば更に良くなる かなどアドバイスしてくれます。現在会員 16 名で毎月第2火曜日夜公民館で行っています。興味のある方は (238-12 矢作 舜司) 気軽にご参加ください。



「秋色」 205-3 荒井秀敏



「鎌倉の秋 | 205-3 荒井秀敏



「彩り」 238-12 矢作舜司



「秋の亀山湖」 404-3 田中愛

活発な意見交換がさ れました。地デジは

2011年7月より実施されます。

預託金、約3億6千万の保全・ 利子付与についての課題。御宿 台の生活維持の根幹・基礎にな

11月22日に行わ る問題を、今まで培ってきた自治 れた住民懇談会では、 会員の皆さんの知恵を結集し、よ り良い生活環境にしたいものです。 糟屋 和美(239-6)



区運営委員会委員(20年度委員)

唯山	利朗	会長	122-02	68-7168
堀川	賢治	総務	222-11	68-5504
岡山	勝敏	環境·衛生	216-11	60-3825
米内山信雄		会計	225-06	68-8305
月岡	一郎	総務	323-02	60-3844
倉片	好武	総務	419-10	68-7522
土井	茂夫	環境·衛生	104-12	68-3536
糟屋	和美	総務(広報)	239-06	68-7555
八木	政美	総務(防災)	339-19	68-4003

特別管理預託金と利息問題 (その1)

御宿台の土地や土地付き建物を購入した時、我々は1区画につき30万円(平成4年9月までは20万円)の特別管理預託金を支払いました。この預託金は、平成13年3月21日以前に購入された方は「特別管理充当金」という名称で、消費税も一緒に支払いました。ところが平成13年3月、御宿台の開発事業者が西武不動産㈱から西武鉄道㈱に代り、管理者が西武不動産販売㈱になった時に「特別管理預託金」という名称に代りました。そして同年3月22日付で我々利用者、西武不動産㈱、西武鉄道㈱の三者で取り交わした「合意書」によって現在無利息で西武鉄道㈱に再預託されております。

この預託金は共用施設(汚水処理場やTVの共視聴アンテナなど)が壊れたり大修理を要する時に使用するもので、平成20年12月現在、総額約3億6千万円になっていると思われます。

「充当金」と「預託金」はどう違うのか、その当時大きな議論があったようですが、「合意書」を交わした以上、ここではあまり細かいことには触れないでおきましょう。それよりむしろ今、何が問題なのかを考えたいと思います。

先ず、大きな災害が起きて共用施設が破壊された時、再建設や修理にかかる費用を想定した場合、今後 積み上がるであろう「預託金」の金額を加えた額で十分かどうかであります。もしそれでは足りないと なったら、我々利用者が不足分を出さなければならないのです。そうなると、毎年少しでも運用による 利息収入を以って嵩上げしておきたいと考えるのは当然ではないでしょうか。

ところが「合意書」は『市中銀行における1年定期預金金利が2%を超えた時は三者で協議により、別途取扱いを定める』となっています。しかし現在の金融機関の定期預金金利は2%に程遠く、将来2%になるかどうかも解りません。更に「合意書」を交わしてから既に7年が経過しておりますので、一旦交わした「合意書」は永久に変えることは出来ないのか? 「合意書」も一種の契約書と考えるなら、期限の定めのない契約書の有効期限は何年なのか? 等々についての疑問も生じてきました。そこで、運営委員会ではこの「合意書」を見直して、少しでも運用による利息収入を得るべく、平成20年3月14日、西武鉄道㈱不動産部長宛て金利付与についてのお願いの文書を発信致しました。

しかし、その後一向に返事が無く、10月になって漸く文書による回答が届き、平成13年に交わした 「合意書」記載の通り、利息を支払う事は出来ないと回答してきました。

そこには、我々が心配する事柄については何ら触れておらず、「合意書」の文言を楯にまことに攣れない回答でありました。そこで再度西武鉄道㈱本社の責任ある方に来ていただき、直接お話ししたい旨申し入れし、10月23日、西武鉄道㈱から課長並びに課長補佐の方が見え、運営委員側から今までの経緯と我々の不安について話し理解を求めたところ、西武側は、「皆さんの苦渋の気持ちは良く解った。社に戻って相談する」との前向きの回答を得ました。

その後12月15日、三役と西武鉄道㈱不動産部の課長補佐を交えて話し合いが持たれましたが、西武の回答は従来と変わらず、最終的には次の点を確認するにとどまりました。

① 鉄道としては他に前例が無い ② 他に預かっている預託金との調整の必要が生ずる ③汚水処理施設の町への移管交渉は進める ④現段階では文書による回答は無理である ⑤今後も話し合いは前向きに続けて行く。

以上ですが、今後の交渉結果については逐次広報を通じてお知らせしていきます。 (文責 倉片)

御宿台の地上デジタル・テレビは? (その1)

皆さん2011年7月には、現在のTV放送が中止され地デジ放送になる事はご存知のことと思います。御宿台のTV共視聴設備では一切放送は見ることが出来なくなります。

住民の皆さんからは集会などでこの問題に対する質問が多くありますので、あまり技術的な説明は避けて、この問題に触れてみようと思います。

内容は1) TV 放送とは? 2) 御宿の TV 受信の現状 3) 総務省 NHK の 当初の対応とその後の変化 4) 地デジの受信のタイプ 5) 御宿台としての 今後の対応の順でご説明したいと思います。

1) TV 放送とは?

まず面倒でも TV 放送に関しての定義を確認しておきましょう。放送一般に関しては 昭和25年に制定された(その後多くの改定がされ)放送法があります。その中の第1 章第2条1項に「放送とは、公衆によって直接受信される事を目的とする無線 通信の送信を言う。」とあり、また第2章 日本放送協会(NHK)の業務の定義第9 条5項において「協会(NHK)は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレ ビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしな ければならない」とあります。 この定義の中でとくに注意すべき項目は「放送とは 公衆によって直接受信される事」即ち我々は自分で受信アンテナを立てれば電波を 受信出来それで放送を(ラジオもテレビも)楽しむことが可能が原則だと言う事です。

勿論現実的には離島や過疎地などの地理的条件、また経済的理由で各種別な方法も取られている事は理解せねばなりません。地デジに関してもこの条件を満たすために総務省と NHK は、あらかじめ中継所の設置などの計画を 2011年に向けて計画をしています。

2) 御宿(及び御宿台)の TV 受信の現状

御宿地区そのものが(御宿台を含め)難視聴地域です、即ち1)の条件 "直接公衆が 受信できない地域" なのです。そのため御宿台を含め驚くなかれ 13の共同受信組 合がアンテナで東京タワーの電波を受信し(千葉テレビを除き)それを各戸に配信して います。 ただ御宿台と違うのは各組合とも受信装置 (アンテナを含む)と幹線は、NHK の費用で作られ保守されていることです。

わが御宿台は共同受信設備は私たちが購入した土地の原価に含まれ、設備の所有は西 武鉄道であります。(西武鉄道は形式的管理所有であり実際には利用者の実質的所有であ ると言っております)。そして保守費用として皆さんの年間の管理費から $4\sim5$ 百万円の支出が行われております。その他 1 千万円台の臨時支出も 1 回あります。

3) 総務省と NHK の当初の対応とその後の変化

EV3 . 4

当初御宿地区に対する地デジ政策は NHK により説明が何回か行われました。そこで 判明した事は御宿台を除く12組合に対しては現存の設備をベースに NHK が責任を持って対処する。"ただし御宿台は除く" とのことでした。

もしこの通りでしたら御宿台は現在の設備を自力で改修しなければならず地デジの機能を完全に利用するためには1億数千万円(ただし1社の概算見積もり)更に今後半永久的にその保守管理費用を負担しなければならない事になります。

その後平成18年の区長会でこの問題は単に御宿台だけの問題ではなく、御宿町として行政レベルの問題であるとの見解が確認され浜須賀テレビ共同受信施設組合長と御宿台区長の連名で町議会に、御宿町に地デジ中継局設置の請願書を提出しそれが議会に承認され、同様主旨の意見書が町議会より総理大臣阿部晋三及び財務、総務大臣宛提出されました。

その後19年に"御宿町地上テレビ放送対策連絡協議会が13組合(御宿台では所有者の西武管理事務所が代表)により結成され現在に至っております。またその間総務省などに町の行政からも再三働きかけが行われてもおります。

現状では「平成20年12月勝浦局の地デジ試験電波の御宿における電界強度の測定を行い御宿地区に対する具体案を検討する」と言う総務省、NHK からの回答にいたっております。

4) 地デジの受信のタイプ

地デジを受信するためにはどのような方法があるのでしょうか?

- A) 直接受信 即ち放送法の規定による各自自宅にアンテナを立てて見ること。
- B) 共同受信 A)で見える場合でも、または A)で見えない場合、現在のような方法を 採って電波を配信する。
- C) BS(放送衛星)を利用 2008年9月総務省は難視聴対策のため東京地区の NHK2 波および在京民放6波(日テレ、TBS,フジ、テレビ朝日及びテレビ東京) のグループに対して BS(放送衛星)による放送を認可しました。

これにより2011年、地デジが見れない地域は、BS用パラボラアンテナ(ご存知のお椀のようなアンテナ)を立てることで地デジが視聴可能になります。ただしこれは総務省が難視聴地域と認定した所だけが特別な許可かずを交付されるこ

とによって受信可能になります。更に5年間をめどに難視聴解消をする計画なので視聴者はアンテナの再設置の2重投資が負担となります。

D) フレッツ光や CATV サービスの利用 現在 NTT 東日本(電話回線)による光ケーブルや私鉄沿線でよく見られるような CATV サービスを利用する方法。 将来はこの方法がかなり普及すると思われますが現在コスト及び法律の制限で我々御宿台までの普及は2011年問題の解決にはなりません。(NTT 東日本確認済み)更に"フレッツ光"利用するには光回線使用とインターネット・プロバイダー加入などが必要で、月額で7千円強の費用が発生します。そのため首都圏を中心にサービスされているこのシステム利用もなかなか伸びていないようです。

5) 御宿台としての今後の対応

i pa

そこで1)から4)までを前提に御宿台としてはどのような対応をするかが重要な問題となります。 運営委員会では現時点では次のように判断しております

「NHKの勝浦局の調査後の御宿町に対する対応策が決定するまでその推移を待つ」

極めて近い時期にその結論が出ることと思いますが、想定される事は

- 1) アンテナ(信号の強い所では室内アンテナ、またはベランダの手すりなどに取り付ける事も可能だと思われます)による受信。
- 2) 上記が可能でも景観を重視して現在のようなシステム(共同受信)を採る。
- 3) BS(放送衛星)を利用する。(この場合は御宿台が難視聴地域に指定されるので 選択の余地はありません。但し自営により2)の方法を取る事も可能)

いずれにしても場合によっては多額の費用負担をせねばならない事も考えられるので、その時点で運営委員会の考えを明らかにして住民皆さんの判断を仰ぐ事になると思っております。

(文責:唯山)